

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を
踏まえた預金規定の改定事項の追加について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫は金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年3月9日から預金規定を改定することを既にお知らせしておりますが、下記のとおり改定事項を追加いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

記

1. 対象となる規定
各種定期預金共通規定

2. 改定日
令和2年3月9日（月）

3. 改定事項
次の条項を変更いたします。

「預金の解約・書替継続」条項の変更（各種定期預金共通規定（抜粋））（下線部を追加します。）

- 3.（預金の解約・書替継続）

- (1) 省略
(2) 省略

- (3) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
② 第8条（譲渡・質入れ等の禁止）第1項に違反した場合
③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項又は第10条（取引の制限等）第1項、第2項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると合理的に認められる場合
⑥ 第10条第1項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
⑦ 第1号～第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

- (4) 省略

以上